

日本陸軍と馬匹問題

－ 軍馬資源保護法の成立に関して －

杉 本 竜

はじめに

近代日本社会の軍事動員に関して考察する際、徴兵制にまつわる研究の豊富さに比べると、徴用馬匹に関する研究は驚くほど少ない。かつて「人馬一体」と表現され、戦争に欠かすことの出来ない存在であったことを考えるとこれはいささか奇異といわざるを得ないであろう。特に軍事史的な視点に基づいた馬匹に関する研究蓄積¹⁾は殆ど無く、これから研究を蓄積せねばならない分野であることは論をまたない。

近代において馬匹は「戦場の活兵器」と評されるように、戦争、特に陸軍と馬匹の関係は切っても切れない関係にあった。日本においてもこれは例外ではなく、日露戦争迄は騎兵用乗馬中心、第一次大戦後は砲兵用輓馬中心という具合に軍馬の重要性は、戦法・戦術の変化に対応しつつ第二次世界大戦まで継続していたのである。従って軍部においては常に馬匹を補充する必要があり、そのための組織として軍馬補充部が設置され、民間から馬匹を購買・徴用し、訓練を行い戦場へ送り出したのである。しかし、意外なことに昭和14年(1939)の「馬政関係三法」の成立までは陸軍が関与するのはそこまでであって、どのような馬種を選択し、どのような方針のもとで改良繁殖を進めていくかは多くは民間の生産牧場の自主性、および馬政を含む畜産業を管轄する農商務省²⁾の指導に拠るのであった。

そこで本稿では、昭和13年からの「国家総動員体制」下において、軍と民間のかかわりに関する通説、すなわち「軍需が圧倒的な比重を持ち、軍需中心

の産業体制が整備される」という状況の中で、馬匹に対する行政、すなわち馬政に対して統制が敷かれるまでの政治過程を追うことで、軍事行政における馬政の重要性を確認するとともに、軍民関係に対するひとつの切り口を提示したいと考える。

ただし「馬政」とひとくちに言っても広く、その分野は多岐に渡るため、本稿では「軍馬資源の充実」および「改良増殖」の二点から、軍と民間、特に一般大衆との係わりについて考察してみたい。

「改良増殖」の部分で最も大衆とのかかわりが強いものは「競馬」であった。昭和14年から陸軍が実施する鍛錬競馬は、陸軍の理想とする競馬であったが、従来の民間が経営する競馬（倶楽部の競馬）も存在し、二つの競馬が共存することとなった。現在日本において存続している中央競馬と地方競馬のルーツとなるこの二つの競馬の流れが如何にして成立したのかまでをあわせて解明していきたい。

1、「馬政」の移管と転換

日本における近代競馬の始まりに関しては諸説あるが、文久元年（1861）春、横浜の居留外国人によって洲干弁天社裏の西岸埋立地で行われたのが最初である³⁾と伝えられている。その後、日本人の手による競馬としては九段の招魂社祭典競馬、三田育種場の三田競馬、上野不忍池畔で実施された共同競馬などが開催され、各馬産地では様々な競馬が行われたが、いずれも経営は厳しく、長続きはしなかった。日清・日露戦争を経て、日本馬匹の劣悪さがあきらかになると、馬匹改良の手段として競馬がクローズアップされ、明治39年（1906）馬政の専門機関である馬政局を設置すると共に政府黙認のもと、馬券発売を伴う競馬の開催が実施された。この競馬は大人気を博したが、黙許であるため八百長が行われてもそれを取り締まる法律規程が無く、たびたび騒擾事件が起り、新聞などの世論および司法省からの反対で、明治41年、新刑法の施行と

共に馬券の発売は禁止された。各競馬会は11の競馬倶楽部⁴⁾へ整理され政府補助金による競馬を細々と続行していくこととなったのである。2年後の明治43年、内閣直属の馬政機関であった馬政局は陸軍省へ移管され、この間、倶楽部関係者による馬券発売の陳情・請願が行われたが、主として貴族院の反対により許可がおりず、ようやく大正12年(1923)に成立した競馬法によって馬券発売が認可されたのである。同時に競馬にまつわる所管は明治43年以來の陸軍省馬政局から農商務省畜産局に移管されることとなった。この理由は、次の大正11年7月31日付の陸軍省送達から窺い知ることが出来る⁵⁾。

馬政は軍事の外広く一般産業界に關係する所大なるを以て寧ろ之が管理を産業当局たる農商務大臣に移し以て産業界の要求との調節に便ならしむるは時勢の推移に順応し馬政の堅実なる発達を期すべき良策なりと認む

当時陸軍は山梨半造陸軍大臣による軍縮を進めており、大正11年4月には6万人の兵員と1万3000頭の馬匹を整理していた。すなわち、人員および馬匹を整理し、その費用を近代装備の充実に充てることを目的とするもので、馬匹の場合、第一次大戦後における騎兵不要論と、輸送機関の機械化という2つの理由から削減が行われたのである。これに加えて、馬匹改良の長期計画である第一次馬政計画の第一期計画(18年)が大正12年に終了することに伴い、馬政業務を移管・統合する流れがあったためである。

こうした要因から馬政業務は陸軍省から農商務省へ移り、馬政計画の第二期計画策定が行われる。策定の中心となった農商務省の馬政に対する姿勢は、「全国に於ける総馬数は国防上及産業上の見地より少くとも百五十万頭を維持する必要あるを以て軍事上の要求に悖らざる範囲に於て将来努めて経済上有利なる馬種の生産を奨励する」⁶⁾と述べられているように、経済産業の省庁である農商務省にとっては国防上の重要な馬匹、すなわち軍馬の改良もさることながら、馬産の振興も重要な課題であった。

また、競馬運営側、すなわち倶楽部首脳においても新管轄省庁である農商務省の「経済上有利なる馬種の生産を奨励」という意向に沿う姿勢を示した。競馬法成立後間もない大正12年11月、阪神競馬倶楽部常務理事・中龍児は以下のようにその気概を述べている⁷⁾。

殊に競馬の監督を陸軍省より農商務省に移管された今日、政府の馬に対する方針は明らかに変わってきたのであります。即ち従来、陸軍省の軍事行政では、軍事上の要求を第一の主眼とし、夫れに産業上の要求を加味したものであって、聊か強制保護的傾向も含まれていたのであります。農商務省では主として産業行政の官庁であるから、自由解放的の傾向を認むるであろうと思います。即ち競馬に対しても強制力を加えない。倶楽部の自力に待つという趣旨で、単に導いて目的地に達せしむる方針であるとは、当局者の明言する所であります。此の民衆化と申しましょうか。従来とは全く行き方の違った方針で競馬法を運用すると云う、民間の覚悟を要するのであります

このように、倶楽部首脳が、政府の束縛を離れ独立して自らの考えに沿った競馬を実施するという考えを持っていた⁸⁾ことは、これまで馬券発売を禁止され、政府からの微々たる補助金のみで細々と競馬運営を行ってきた各倶楽部の、勝馬投票発売に懸けるなみなみならぬ意気込みを物語っていよう。そして、悲願として獲得した「勝馬投票券発売の権利」を重視する、より直接的に述べると「売上」、すなわちファンの要望を尊重する姿勢を保持するようになるのである。こうした方針に基づき、倶楽部が実施していった競馬は、「速さ」を追求した、すなわちサラブレッドを中心とする競馬であった。

2、東京優駿の設立

それでは具体的に倶楽部が目指した競馬を確認していこう。売上を確保し、

且つ陸軍の要求を満たす競馬の実現という困難な課題に倶楽部首脳はいかにして立ち向かっていったのだろうか。ここでは東京競馬倶楽部を例に取り上げて、みていきたい。

東京競馬倶楽部の場合、ハード面とソフト面の充実を図ることによって、この課題を乗り越えようとする。すなわち、東京競馬場の移転新築と、大レースの創設である。まずはハード面である東京競馬場移転について見ていこう。東京競馬倶楽部理事であった安田伊左衛門が「競馬法制定後間もなく従来の目黒競馬場を移転すると共に一大新築の計画を立て、密かに其の調査に着手した」⁹⁾と述べているように移転自体は比較的早い段階から検討されていた。昭和2年より倶楽部内で移転問題に関する委員会が設置され、紆余曲折の末、昭和8年5月に府中に新競馬場が完成した。そして同年秋季から競馬開催がはじまったのである¹⁰⁾。

もう1点、ソフト面の充実においては大レース、いわゆる「東京優駿大競争」の創設が挙げられる。英国のダービーにならって、わが国でもダービーを設立しようという動きは競馬法制定後早くからあった¹¹⁾が、安田が、「競馬法が制定されると同時に、ダービーレースの編成をすることを多年密かに計画して居った」と述べていることから、東京競馬倶楽部はその計画を着々と進めていたことがうかがえよう。ただしその際に重要となるのが陸軍の意向に沿った競争計画か否か、という点であった。安田達はこの陸軍の要求を取り入れつつ、英国ダービーに範を取ったレースの創設に成功する。昭和5年に発表された「東京優駿大競争編成趣意書」¹²⁾では、「いたずらに欧米先進国の範に模して興趣的偏重の弊に墮することを避け一意わが国情に照して毫も国家の要望に反する所なく、すなわち堅実強健にしてかつ持久力に富む馬産を目的」と述べていると述べ、そのためには、若駒の時から重量を背負って長距離を走る訓練を行う必要性を主張したのである。またこの競争から生産者賞を設定¹³⁾し、「生産」と「競争」との結び付きをより明確にすることで、牧場に対しサラブレッド生産へ歩み出す契機付けを果たしたことが注目されよう。これは、大レースでの勝

利によって富と栄誉を一挙に獲得できる魅力ある環境が整えられたことを意味した。また安田が「小岩井農場若くは宮内省下総牧場、其の他一二のサラブレッド生産者を目標にして、ダービーレースを編成する」¹⁴⁾と述べているように、照準を三菱系の小岩井と宮内省の牧場にあわせており、さらに「生産者と緊密な連絡を取」ることで、ファンのみならず「財閥」と「宮中」に関係の深い生産者の視線をも倶楽部の競馬に向けさせることに成功したのである。さらに1着賞金を1万円としたことで、高額な賞金設定 馬主はサラブレッドを購入 サラブレッド生産牧場振興という軽種(サラブレッド)中心の馬産振興を促進することになった。例えば昭和13年に3万7650円で競り落とされたクモハタは生涯獲得賞金が7万4000円余りで馬主に約二倍の利益をもたらし、昭和15年に3万2750円で競り落とされたセントライトは史上初の三冠馬としての栄光を担ったのである。こうした生産者側を巻き込んだレースの創設は、一方において興味深い演出を生み出した。強力なライヴァルである小岩井農場や宮内省の御料牧場などが有力な種牡牝馬を導入し、激しいサラブレッド生産競争の火蓋が切って落とされたのである。こうした競争はいやが上にも競馬の競争内容を飛躍的に進歩させ、競馬の質の向上とともに、生産牧場・血統面も予想ファクターとして大きい位置を占めるようになり、いわば「知的推理ゲーム」としての内容が更に充実し始めるのである。そして社会に登場し始めた新中間層などの娯楽として、競馬は熱狂的に受け容れられていく。実際、新競馬場とダービーの開催が重なった昭和9年の春季開催では入場者9万5289人、669万4760円を売り上げた。これは前年の春季開催に比較してそれぞれ1万980人、89万8960円の増加を示し、ハード及びソフトが充実することで、売上が着実に増加していることをうかがわせる。このように各倶楽部は陸軍の要求を受け止めつつ、ファンの要望に沿った競馬番組の充実を図ることと、競馬場の拡充というハード面の整備両面により、収益を増加させたのである。

3、競馬倶楽部側の対応 / 何故ファンに支持されたのか？

こうしたハード・ソフトの充実による売上の増加は、各倶楽部単体の努力の結果であるとともに、娯楽としての総合的な整備が実施されたことにも大きな要因があった。昭和12年、各倶楽部は統合され、日本競馬会が設立、理事長には松平頼寿、副理事長には安田伊左衛門がそれぞれ就任した。これは、いわゆる「統制」の一環であったが、競馬会側としては各倶楽部ごと従来個別に行われてきた各競争を初めて総合的に位置づける、すなわち競争体系の整備を可能とする画期的な変革であった。その結果、下記のように現在まで続けられる根幹競争がこの時期相次いで整備され、五大クラシック（皐月賞・ダービー・菊花賞・桜花賞・オークス）を中核として、本来独立試行であった各競争は有機的に結びつき、一年を通しての「物語」をファンに与えるようになるのである。

昭和7年 東京優駿（東京、日本ダービー）

昭和9年 農林省典中山大障害競走（中山、中山大障害）

昭和10年 京都農林省賞典四歳呼馬競争（京都、菊花賞）

昭和18年からは京都農商省賞典四歳呼馬競争

昭和12年 帝室御賞典競争（春秋二季の開催、東西持ち回りとなる。天皇賞）

昭和13年 阪神優駿牝馬競争（阪神、オークス）

昭和14年 横浜農林省賞典四歳呼馬競争（根岸、皐月賞）

昭和14年 中山四歳牝馬特別競争（中山、桜花賞）

左から順に成立年、競争名、開催競馬場、現在のレース名

また、競馬会が力を入れたのはいわゆる「ギミック」、換言すれば演出の重視であった。「馬事思想の普及」というエクスキューズを設け東京優駿のラジオ放送を行ったのもそれである。ただしこのラジオ放送においては払戻金の発

表は行われておらず、あくまで「馬に親しむため」という大義名分を遵守している点が注目されよう。それでは当時の競馬競争の実情、特にどのような種類の馬が出走していたのかを中心に確認していこう。昭和8年農林省畜産局『第六次馬政統計』「出走馬の一(種類別)」【表】によると、内国産洋種が殆どを占め、陸軍の推奨する馬種であるアングロアラブ、アングロノルマンを大きく引き離している。また、高額所得馬【表】においてもその差は歴然で、9

【表】

洋種(1362頭)

雑種(415頭)

順位	種 類	頭数	%	順位	種 類	頭数	%
1位	内国産洋種	900	66.1%	1位	サラブレッド雑種	128	30.8%
2位	サラブレッド	229	16.8%	2位	アングロノルマン雑種	94	22.7%
3位	アングロアラブ	135	9.9%	3位	雑種	86	20.7%
4位	ギドラン	31	2.3%	4位	アングロアラブ雑種	53	12.8%
5位	トロッター	26	1.9%	5位	ハクニー雑種	22	5.3%
6位	アングロノルマン	23	1.7%	6位	アラブ雑種	12	2.9%
***	その他	18	1.3%	***	その他	20	4.8%

農林省畜産局『第六次馬政統計』(1933)より作成

【表】昭和7年高額受賞馬一覧

順位	馬 名	性別	血統・父	血統・母	父 馬 名	取得賞金(円)
1	ワカタカ	牡	サラ	内洋	トウルヌソル	51,105
2	ヤマヤス	牝	サラ	内洋	チャペルブラムプトン	44,063
3	ハクヨシ	牡	サラ	内サラ	チャペルブラムプトン	36,274
4	アスコット	牡	サラ	内サラ	チャペルブラムプトン	34,523
5	シラヌヒ	牝	内サラ	濠サラ	エミグランド	32,820
6	マイプレー	牡	サラ	内洋	ウツリーブリッチ	32,114
7	オオツカヤマ(改名セイウン)	牡	サラ	内サラ	シヤンモア	29,937
8	アサハギ	牝	サラ	サラ	トウルヌソル	29,561
9	ロビンオー	牝	サラ	内サラ	クラツクマンナン	28,927
10	ツクバ	牡	内洋	内アア	キーブセーク	26,381
23	メイシユン	牝	アノ	アノ雑	エトマン	18,905

表中「サラ」はサラブレッド、「アア」はアングロアラブ、「アノ」はアングロノルマン、「内」は内国産、「雑」は雑種、「洋」は洋種、「濠」はオーストラリアを示す
農林省畜産局『第六次馬政統計』(1933)より作成

位まで全てをサラブレッド系が占め、10位のツクバと23位のメイシュンを除けばサラ系が40位までの上位をほぼ独占している。これは昭和7年に出来た東京優駿の影響もあるが、こうした背景から馬主の購買欲はサラブレッド中心となり、それに付随して生産者の意図はサラブレッドへと移り変わることが推測されよう。サラブレッドの有力生産牧場には、宮内省（下総御料牧場、新冠御料牧場）と共に農林省（日高種馬牧場、奥羽種馬牧場）も大きくかかわっており、これら官庁主管牧場のサラブレッド生産頭数は岩手県や宮崎県とほぼ同数の百頭を超えていたため、サラブレッドの購買額が高騰した恩恵を蒙ったのである。

これらは、開催者の推進したサラブレッド中心のスピード競馬の成果であり、馬産経済には一定の役割を果たしたといえよう。こうした軽種重視の競馬の盛り上がりは「輓駄馬」を増加させるという国策には明確に矛盾していた。そうした路線を倶楽部が推し進めた理由として、売上げの増大¹⁵⁾が挙げられる。また、民衆も馬券の購入を通して、倶楽部の支持を明確にしたのである。この背景には、競馬の娯楽としての成熟があった。特に、下総・小岩井の両牧場がしのぎを削った「血統」の導入を通しての物語、競争体系の整備によって「ストーリー」を展開することで、ファンは継続的に競馬を楽しむことが出来るようになったのである。初代三冠馬・セントライトの登場は、父が下総御料牧場のダイオライト、母は小岩井農場のフリッパンシーであり、サラブレッド生産の両雄が外部導入した馬同士から生まれ、無敵の強さを誇った名馬は、馬産と競馬を一体化させ、サラブレッドを中心としたスピードのある魅力溢れるレース作りという倶楽部の推進した競馬路線のひとつの象徴と言えよう。このように、スピード重視の競馬路線を推めていく中で売上が飛躍的に伸びたことから、速歩競争やアラブ競争よりサラブレッド競争を支持するというファンの審判が行われ、ますますファンの要望に応えようとする開催者側と、自らの行いたい競馬がファンに否定された陸軍との相克がさらに深刻なものになるのである。

4、競馬法改正と財源としての強化

大正12年に成立した競馬法は、戦前幾度かの改正を経ている。ここでは、その改正の内容を検討し、競馬の持つ役割がどのように変化したのかを位置付けてみよう。

最初の改正は昭和4年である。これにより1回の開催日が4日から6日以内に増加し、政府納付金も1%以内が4%以内となった。同年3月には農林省よりアラブやアングロアラブの競争を実施する指示が各倶楽部に出されており、また5月には「番組編成に関する件」¹⁶⁾として次のような通牒が発せられていた。

本年秋季競馬以降に於ける番組編成方法に関しては曩に協議致置候処各競馬倶楽部より申出の次第も有之本年秋季競馬に限り速歩、障碍及アラブ、アングロアラブ競争の回数は左記の通りとし、承認相成候條此段及通牒也。
追て昭和5年春季競馬よりは速歩、障碍競争を合計し二十四競争以上編成する義と御了知相成度申添候。

記

一、速歩競争 十二競争以上

二、障害競走 1、日本、東京、阪神、京都、中山、小倉競馬倶楽部は九競争以上

2、函館、札幌、新潟、福島、宮崎競馬倶楽部は七競争以上

三、アラブ、アングロアラブ競争 六競争以上

こうした速歩、障碍、アラブ、アングロアラブの競争増加に伴い、開催日数の増加も実施されるようになった。本来ならばサラブレッドの競争枠を削減し、速歩などを実施すれば済むのであるが、競争回数自体を増やすことで対応したのである。この点に関して前年の昭和3年(1928)12月に開かれた第5回馬

政委員会において、「開催期間の延長並法人数増加の理由」について説明がなされ、政府委員の戸田保忠農林省畜産局長は開催日数の増加について以下のよう
に述べている¹⁷⁾。

堅忍持久の能力を有する良種馬を得る為には障碍競争奨励の要あり。中間種
奨励の為には速歩競争を行わしむる要あるや論を俟たず。又一面駟歩競争は繊
細菲薄の馬を作り易しとの非難に対しては努めて競争距離を長からしむると共
に負担重量を加重して以て此弊害の防止に努めつつあるも競馬が速力を尚ぶ関
係より不知不識の間に「サラブレッド」偏重の弊に陥り易きを以て国防上最も
要求される「アラブ」「アングロアラブ」競争を奨励するの要あり。然るに現
在十一競馬倶楽部に於ては各一回宛の障碍及速歩競争を行うに過ぎず「アラブ」
「アングロアラブ」競争は中山に一回行うに止まるも今直に数回の競争を増加
せしむることは事情不可能なり。況んや前述する如く出走馬数の多い現状に於
ては現在の法人数及開催日数にて是等特殊競争を行うことは困難なり。

サラブレッド競争の意味を主張しつつ、陸軍の要求に対応している様子がう
かがえよう。また、政府納付金が4%以内に増加していることから、政府に
とっても公認競馬は財源として認識され始めたことを意味している。2度目の
改正は昭和6年で、大きな変更点としては、開催日数は8日以内、政府納
付金は6%以内、複勝の導入（1競争につき単複各1枚購入可能）、特配
の導入、が挙げられるが、中でもの特配とは、的中者のいない場合の買得金
及び、払戻が10倍を限度としていたために発生する剰余金は、従来倶楽部の
財産となっていたのであるが、これを投票者に払い戻す制度の名称であり、馬
券が外れた場合でもある程度のお金が戻ってくる可能性が生まれたのである。
開催日数と政府納付金割合の増加は財源としての競馬がますます重要視されて
きたことを意味しており、年々売上を伸ばす競馬に、政府当局が税の対象とし
てとらえるのはごく自然な流れであった。昭和4年、馬券買得税ならびに付加

税が開始され、多少の混乱はあったものの、結局政府納付金（当時は4%）のうちの四分の一をそれぞれ府県と市町村に納付することで収まり、最終的に各倶楽部は合計6%を国と地方に納付することになるのであった。前述したように昭和6年の改正では政府納付金が6%以内になり、更に翌7年には最大で12%に引き上げ¹⁸⁾られることになる。昭和8年段階で東京・横浜・中山・阪神・京都といった大都市の倶楽部では1開催の売上が500万円を下らず、政府および各地方にとっても魅力ある財源とみなされていたのである。また、的中のチャンスを増加させる複勝の導入は、ソフト面の充実を示し、一方特配を行うことで開催者の公正面をアピールすることが出来、賭博を行うことでもっとも重要な点、胴元の公正さとそれに伴うファンとの信頼感の醸成がなされたのである。倶楽部が発馬機などを積極的に導入¹⁹⁾したのもスタート時に出遅れ等八百長とみなされるような行為が多く、それらを改善するためであり、こうした地道な努力を行うことで、ファンと倶楽部の一体感はより強固になったのである。

5、陸軍の競馬に対する意識 - 遊佐幸平の憂鬱 -

それでは、陸軍は倶楽部が進める競馬路線に対してどのような認識を抱いていたのであろうか。そこで、遊佐幸平（1883 - 1966）という一人の軍人が持っていた競馬に対する意識を確認することで、陸軍のおおよその意識を抽出することを試みよう。遊佐幸平の履歴は以下の通りである。宮城県鳴子町生まれ。昭和8年から同10年7月まで軍馬補充部三本木支部長を務め、8月に陸軍少将に進級し、軍馬補充部本部長に就任している。「昭和の間垣平九郎」「昭和の馬聖」といわれた馬術の名人で、昭和3年のオランダ・アムステルダムオリンピックの馬術選手として出場している。昭和7年アメリカ・ロスアンゼルス大会、昭和11年ドイツ・ベルリン大会（審査員、馬術競技の監督として出場。西竹一中尉は大障害優勝）、昭和27年フィンランド・ヘルシンキ大会に、監督

として参加。また、昭和31年のオーストラリア・メルボルン大会では、団長として参加している人物。自身も馬術の名人であり、一貫して陸軍の馬政に関わってきたことから軍馬行政にも精通していた。

ここでは遊佐が昭和18年に出版した『馬事論叢』²⁰⁾の内容を吟味することで、遊佐の競馬に対する意識を確認していこう。なお、内容から類推して内容の多くは昭和10年前後の軍馬補充部本部長時代に執筆されたと思われることも付け加えておく。

遊佐は、馬種に関しては以下のように述べている²¹⁾。

軍馬は乗馬に於てはアラブ系が理想であり、サラブレッドはアングロアラブ系馬の生産用としてか、或は特殊の場合に使用する極めて少数のもののみで足りる（中略）本邦で実施すべきはアラブ系を主体とし、サラブレッド及速歩馬は極めて少数の出走編成とすることを本則としなければならない

実際の状況は【表】に示されているように公認・地方両方ともにサラブレッド種の優位は動かず、競馬法制定以降推進されてきたサラブレッド中心の競争体系の整備が進んだことを示している。しかし遊佐はこうした状況に対して著しく不満を持ち、

【表】昭和10年秋季競馬出走馬割合

公認競馬			地方競馬		
種 類	頭数	割合(%)	種 類	頭数	割合(%)
サラ系	585	49.1	サラ系	4,837	38.6
アラブ系	414	34.8	雑種	2,465	19.7
中間種系	192	16.1	中間種	2,396	19.1
*****	***	*****	アラブ系	2,188	17.5
*****	***	*****	内洋	613	4.9
*****	***	*****	重種	21	0.2
計	1,191	100	計	12,520	100

遊佐幸平 『馬事論叢』（羽田書店、1943）より作成

国家の要望する馬の種類と、競馬が活動させている馬の種類とに余りに懸隔のあるのに驚嘆せざるを得ない。この点から現時の競馬は、馬政第二次計画の目的に背馳しているから先ずこれの是正に邁進する必要がある

と言い切る²²⁾のである。そして、同じく競馬施行者の言い分を批判する²³⁾。

競馬関係者は異句同音に、競馬は馬産改良の元種を求むるにある。そしてあらゆる馬の改良元種はサラブレッドであるから、競馬はサラブレッドを本体とし、他は従の関係にて差支へなく、また馬券の売上なり、興味上から云ってもサラブレッドでなければ甚だ物足らぬと云う

この言い分は、既に確認してきたように、倶楽部経営側のエクスキューズであり、遊佐はそれを看破した上で、サラブレッドは主体をなすものではなく、「従」となすべきものと指摘し、「競馬法の示す改良増殖など云う生温い不得要領な文句を此の際速に修正」し、「馬産改良の種畜を訓練淘汰し国防上の有能馬資源の培養に資すると共に馬事思想の普及を図るを以て目的とす」と断言するのである。

また、倶楽部側が忌避していた速歩競馬についても、「現在国家が最も必要に迫られている優良アングロアラブの産出が絶無の状況」において、速歩競馬の価値は絶大なものがあり、「本競争（速歩競馬。筆者註）の論難者を大別すると本競争は情実を伴い、インチキに陥り易く、競馬の明朗性を傷ける恐が少くないという理由で廃止を主張する論者」もいるが「権威ある審判官を養い、厳粛な審判を行えばよい」と持論を展開している。すなわち、陸軍は競馬に対して純粋に「軍馬資源の涵養」としての役割を期待しており、たとえそれが馬券的妙味のない、すなわち経済的利益が確保出来ない速歩競馬であっても馬匹改良のためには競争を行うべきである、とするのが陸軍側の典型的な主張であ

ることが看取されよう。しかし、馬券発売による売上をもって自らの生命線とする開催者にとっては、いくら陸軍の要求とはいえ人気の無い競争を増加させることは死活問題であった。そのため、陸軍の要求が強くなるにつれ、競馬を主管する農商務省（農林省）および実施組織である競馬倶楽部と折衝が重ねられていくこととなる。

陸軍の要求を具体的に述べると、遊佐の意見に代表されるように軍馬としての馬匹の育成・改良を念頭においたものであった。そのために必要な要素が三点あり、いわゆる、「三大要求」を倶楽部側に対しては常に要求していたのである。それは、アラブ系馬匹の推奨、繋駕競争の推奨、速歩（なみあし）競争の推奨、というものであった。陸軍側としては管轄は失ったものの、馬匹を必要とするのは軍であり、馬産事業に対しては従来どおり軍の要求を受容するのが当然という見方が存在したのである。しかし、各倶楽部は独自路線の構築を行い始めており、これは陸軍にとっては理想とする競争整備への「障害」となったのである。

ところが、陸軍側にとっても自らの要求を強く主張出来ない事情もあった。ひとつは軍縮の目的である軍近代化とのかかわりで、輸送の機械化として自動車を導入する動きがあり、従前通り馬匹に依存する輸送形態に見直しを図っていた時期という点と、もうひとつは既に管轄部署ではないために、組織上からは主務局である農商務省畜産局を通じての依頼という形しか取り得なかったという点であった。従って、上記の3要求に関しても、競馬法制定後の数年の間は、あくまで畜産局長を通しての通牒が繰り返されたにすぎなかった。

それでは、どのような要求が具体的に行われていたか、実際に見ていこう。もっとも早い時期の要求は、大正13年、「速歩競争施行方針に関する件」として畜産局長より横浜の日本レース倶楽部、東京・阪神競馬倶楽部といった有力倶楽部へ発せられた以下の通牒²⁴⁾である。

貴倶楽部に於て施行相成るべき速歩の競争に付ては爾今左記方針に依り施行

することとし出場登録申込の有無に拘らず必ず之を番組に編成相成度此段依命及通牒候也。

- 一、速歩競争に出場し得る馬の種類は「アングロノルマン」「ハクニー」等の中間種又は其の父若は母が直接中間種の血液を有するものなること
- 二、競争方法は成る可く軽車を牽かしむることとし軽車は倶楽部に於て備え付け調教の便宜勸奨を講ずること
- 三、競争距離は二哩以上成る可く長距離たらしむること。但し新馬に在りては古馬に比し其の距離を短縮することを得
- 四、賞金は本競争を發達せしむる為相当多額ならしめ尚其他適當なる奨励方法を講ずること

こうした通牒に象徴されるように、速歩競争というものは開催者にとっては不都合であり、頭を抱える存在であったことを示している。というのも、速歩競争はあくまで軍馬鍛錬という側面が強く、全速力で疾走する競争ではなかった。しかるべき歩法に則って行われるものであり、もし競争中に異なる歩法を用いると審判員によって失格となる場合があった。こうした要素は、八百長を行っているとみなされやすく、競馬ファンにとっても購買意欲を殺ぐ競争であり、後述するように馬券の売上は伸びなかったのである。従って、こうした通牒が出されることは、倶楽部にとっては非常に厄介なことであった。

また、昭和4年に出された「競馬番組編成並抽選馬に関する件」²⁵⁾では、陸軍からの要求を受けて、アラブ系の増加が図られている。この内容は、「馬主に相当影響を及ぼすべく候に付右の趣旨を機会ある毎に馬主に周知せしめられ度」と記されており、サラブレッド購買に走る馬主に対して牽制が行われている。内容の中でも衝撃的なものは「抽選新馬は昭和七年以降は「サラブレッド」種を除き昭和九年以降は全部アラブ系たらしむること」というもので、これにより抽選新馬におけるサラブレッド種は実質昭和8年までで終了とするものであった。しかし、この通牒が余り効力を発揮しなかったことは昭和7年に

「抽選新馬は昭和九年以降全部「アラブ系」たらしむる」予定であったが、「馬産地方面に於ては右通牒の趣旨充分徹底し居らざりしやの嫌有之候」故、昭和9・10年に限りサラブレッド系抽籤新馬を認める旨の通牒が出されたことに明らかである。こうした点から、馬産地経済への介入は失敗したということが出来よう。重ねて、「サラブレッド系抽選新馬の競争回数は相当之を減じ其の減じたる回数はアラブ系競争を充当すること」と、アラブ系競争の増加を指示²⁶⁾しているが、こうした指示が相次いで出される背景には、通達内で述べられているように、ある程度の抵抗がなされていたことを意味する。それを可能にしたのが賞金の生産者へのフィードバック、すなわち生産者賞の付加であった。また、こうした一方的な指示に対して、昭和9年に中山競馬倶楽部の岡田小七が「繫駕速歩に関する研究報告書」において「元来駟歩・障碍の両競争が国防及び産業上の見地より産馬改良に絶大なる効果を有するに比し、速歩競争にありてはこの間の関係やや適切を欠く処なしとせず」と疑義を呈したように、倶楽部側も常に政府指示に首肯していたわけではなかったのである。

では、昭和14年の例であるが、売上別の表【表】で、どのようなレース編成になっていたかを確認していこう。この昭和14年の秋季東京開催は、新馬抽選²⁷⁾10、新馬呼馬7、古馬呼馬18、古馬抽選12、速歩12、抽選障碍14、呼馬障害15のレース（1日11レースの8日間開催、計88レース）が組まれていたが、単勝売上には、目黒記念や帝室御賞典、または優勝競争といったような看板レースが上位を占めていることがうかがえよう。速歩競争は単勝および単複合計にはランクインせず、複勝第14位に顔をのぞかせているにすぎない。また、速歩競争は全て1レースが最終レースに組み込まれており、恣意的な組み合わせとなっていることが見受けられる。1レースはまだ充分観客が集まっておらず、売上の低下が見込まれることからわざと速歩競争を組み込んでおり、最終レースに設定したのも恐らくメインレース終了後、興味の無いレースを置いて場内の混雑を緩和するためではないだろうか。これは、一つ前のレースからの売上の減少ぶりが目立つことから類推される。例えば初日10レースは古

【表】昭和14年秋季東京競馬勝馬投票券売上上位一覧

単勝売上ベスト20

位	種類	開催日	競争	単勝投票数	複勝投票数	備考
1	古抽12	8	9	12580	0	優勝競争
2	古呼18	8	10	9358	13097	優勝競争
3	抽障14	8	7	9347	0	優勝競争
4	古呼13	6	9	8501	11133	
5	古呼14	6	10	7936	10289	目黒記念
6	新抽10	8	6	6853	10033	優勝競争
7	古呼3	1	10	6565	11387	
8	呼障9	5	10	6457	0	
9	古呼16	7	10	6098	8286	
10	古呼9	4	10	5478	6396	
11	新呼1	1	7	5352	0	
12	古呼2	1	8	5343	9385	帝室御賞典
13	古呼11	5	9	5326	8654	
14	抽障2	1	6	5309	0	
15	古呼10	5	8	5265	6814	
16	古抽8	6	6	5130	11418	
17	呼障5	3	8	5107	7759	
18	新呼7	8	8	5089	7914	優勝競争
19	古呼6	3	5	5088	6298	
20	古呼15	7	9	4998	9091	

複勝売上ベスト20

位	種類	開催日	競争	単勝投票数	複勝投票数	備考
1	古呼18	8	10	9358	13097	優勝競争
2	古抽8	6	6	5130	11418	
3	古呼3	1	10	6565	11387	
4	古呼13	6	9	8501	11133	
5	古呼17	8	4	4328	10485	
6	古呼14	6	10	7936	10289	目黒記念
7	古抽10	7	6	2780	10212	
8	新抽10	8	6	6853	10033	優勝競争
9	古呼2	1	8	5343	9385	帝室御賞典
10	古抽7	5	6	4472	9365	
11	古抽4	3	9	4658	9284	
12	古呼15	7	9	4998	9091	
13	古抽3	2	8	4661	9037	
14	速歩12	8	11	3203	8692	
15	古呼11	5	9	5326	8654	
16	抽障10	6	5	4360	8583	
17	呼障11	6	7	4457	8508	
18	古呼16	7	10	6098	8286	
19	古呼12	6	3	2955	8202	
20	呼障13	7	8	4053	8185	

単複合計投票数ベスト20

位	種類	開催日	競争	単勝投票数	複勝投票数	合計数	備考
1	古呼18	8	10	9358	13097	22455	優勝競争
2	古呼13	6	9	8501	11133	19634	
3	古呼14	6	10	7936	10289	18225	目黒記念
4	古呼3	1	10	6565	11387	17952	
5	新抽10	8	6	6853	10033	16886	優勝競争
6	古抽8	6	6	5130	11418	16548	
7	古呼17	8	4	4328	10485	14813	
8	古呼2	1	8	5343	9385	14728	帝室御賞典
9	古呼16	7	10	6098	8286	14384	
10	古呼15	7	9	4998	9091	14089	
11	古呼11	5	9	5326	8654	13980	
12	古抽4	3	9	4658	9284	13942	
13	古抽7	5	6	4472	9365	13837	
14	古抽3	2	8	4661	9037	13698	
15	新呼7	8	8	5089	7914	13003	優勝競争
16	古抽10	7	6	2780	10212	12992	
17	呼障11	6	7	4457	8508	12965	
18	抽障10	6	5	4360	8583	12943	
19	呼障5	3	8	5107	7759	12866	
20	古抽12	8	9	12580	0	12580	優勝競争

新馬抽選は「新抽」、新馬呼馬は「新呼」、古馬呼馬は「古呼」、古馬抽選は「古抽」、速歩は「速歩」、抽選障は「抽障」、呼馬障は「呼障」と略記している。数字は開催を通じての競争種類ごとの通し番号。

『昭和十四年秋季 競馬成績書』競馬前夜通信社発行、1939より作成

馬呼馬のレースで単複合計1万7952票が投じられているが、そのすぐ後の速歩競争では単複合計6367票と激減しているのである。8日間の間、いずれも単複合計において一度を除いて²⁸⁾最終11レースの速歩競争の売上が10レースを上回ったことは無く、速歩競争の不人気ぶりが窺えよう。確かに1ハロン(約200m)20秒前後の競争は、良馬場なら12秒台、平均でも13秒前後のスピード感溢れる競争と比較すると、いささか分が悪いのは否めない。投票数を通じてファンの嗜好に合致しなかったことが見て取れるであろう。

6、満州事変の勃発と馬匹問題

こうした倶楽部の実施する競馬を支持するファン、生産者及び農林省に対し、陸軍は自らの意図を貫徹することが出来ず、焦燥感にかられていく。その背後に存在したのが、大陸における作戦展開であった。

昭和6年9月、満州事変が勃発すると、軍馬の必要数は平時保管馬だけでは到底まかなえず、多くの民間飼養馬が徴発され戦地へ送られた。割合は定かではないが、こうした民間徴発馬が軍馬での多くを占めていたようである。ところが、これら徴発馬の減耗率は、実に平時保管馬の9倍に達する²⁹⁾という具合に多くの問題点を引き起こした。その問題点とは以下のようなものであった。

性質不良、共同作業に慣れていない。癖馬が多い。

栄養不良、体力弱く疲労し易い(過労の為に倒れる)

騎乗・輓曳・速歩・行軍をしていないので故障が多い(飛節・跛行)

野外繫養に慣れていないので感冒になり易い。

馴致不良の為装蹄が出来ない。

例えば、上海派遣軍の機関銃小隊独山一輜重隊300頭のうち、廃斃馬21、重病馬217頭が出る状況であった³⁰⁾。こうした事実から、陸軍は民間徴発馬匹の改良の必要性を強く認識するにいたるのである。この必要性に拍車をかけたの

が軍用自動車の問題であった。第一次大戦後より実用化が本格的に進められた自動車は、大正末期の軍縮以降、陸軍は基本的に機械化を目指していたことから、輸送面において自動車の整備を進めていた。日本における自動車はアメリカ車が中心で、軍部において本格的に使用されたのは昭和8年1月の熱河作戦からであったが、この作戦で一定の成果をおさめたため、熱河作戦前はフォードを主力とする野戦自動車隊3個中隊であったものが熱河作戦中には13個中隊へ拡充された。こうした動きを受けて同年、豊田が車内に自動車部を設置、国内自動車産業の整備も始まったのである。これに対し、主務官庁である商工省には二つの意見が存在した。ひとつは既存のフォード、GMを中心として整備を進める意見と、いまひとつは国内産業の育成をすすめる意見である。昭和10年4月、自動車国産化に強い意欲を持つ岸信介が工務局長に就任すると、一気に自給自足路線に傾き、昭和11年の自動車製造事業法の成立と共に、自動車内国産の道は開かれたのである。

しかし、自動車内国産化の方向性が決したとはいえ、それがすぐに戦場に反映された訳では当然ながら無く、国内産自動車産業が未だ揺籃期にある以上、現実の戦場輸送においては馬匹の重要性は必ずしも失われなかった。また、大陸戦線の殆どが悪路であり、自動車を用いるより馬匹を用いる方が有益な面が多々あったようである。以上のことから、昭和期にいたっても陸軍にとって軍馬資源を確保しておくことは重要事項だったのである。

7、馬政第二次計画の実施と陸軍

陸軍にとっては、国内馬政に対する要望が貫徹出来ないという不満と、大陸戦の開始による馬匹確保の問題から、本格的に馬政に介入することが政治課題として浮上し始める。具体的には、陸軍の意見を馬政に反映させるために、馬政に係わる部署に陸軍軍人を送り込むことであった。この端緒となったのが、昭和6年から始まった競馬官制度である。これは、農林省に競馬官という役職

を作り、「陸軍佐尉官の中より内閣に於て之に補す」もので、業務は「競馬に関する事務を分掌」³¹⁾することとなっていた。そして、昭和10年には馬政第一次計画のうちの、大正13年以降行われてきた第二期計画（12年）が終了することを契機に、来るべき馬政第二次計画において陸軍の要求を盛り込む事を目標とする動きが始まる。それを示す史料が昭和10年4月11日に出された以下の「馬政機構改変に関する決裁案」³²⁾である。

馬政機構改変に関する別紙の意見に基き関係官庁と商議致度右決裁を乞う。

昭和十年四月十一日

（別紙）

馬政機構改変に関する意見

第一次馬政計画の実績に鑑み今後の馬政の遂行に当りては軍の要求に適應すべき馬匹の戦時資源を培養するの主旨を一層明徴にし一般の努力を要するものあるが故に左記要綱に基き馬政機構を改変する要あるものと認む。

左記

一、馬政関係業務中直接戦闘に必要な軍馬の戦時資源涵養を目的とする指導奨励に関する事項は之を陸軍大臣の監督に属せしむること

二、馬政局を特設し農林省の外局たらしむること

三、馬政局長官は現役将官を充当すること

（説明）我国馬政の目標が戦時に於ける軍馬資源の涵養に存するの事実に鑑み軍の要求に対し完全なる理解を有する現役将官を充当するを適当と認むるに依る

四、馬政局内に直接戦闘に必要な軍馬の戦時資源涵養を目的とする指導奨励に当る一課を新設し主として現役将校を以て其の業務を担当せしむること

（説明）陸軍大臣の監督に属する業務を一括すると共に軍馬使役の経験を有する将校をして此等を担当せしむるを適当と認むるに依る

五、馬政局内に競馬に関する一課を新設して現役軍人をして其の課長たらし

むること

(説明) 競馬が有能なる軍馬資源の涵養に及ぼす影響特に甚大なるものあるに依る

六、以上の外一般馬政業務の計画実施に若干の現役軍人を参加せしむること

(説明) 馬政局と陸軍との協力を緊密ならしむる為一般馬政に関し理解ある現役軍人を参加せしむる必要あるに依る

これは、陸軍の要求が如実に示された史料なので、以下少し詳しく検討していこう。まずうかがえるのは、陸軍が第一次馬政計画に対して「軍の要求に適応すべき馬匹の戦時資源を培養するの主旨」が明らかではなかったと認識していることである。そして、陸軍の要求を矢つぎばやに展開していくが、その最たるものが馬政局再設置案であった。大正12年に廃止した馬政局を農林省外局として復興させ、しかもその長官ポストは陸軍将官に充てるというプランを提案するのである。また、軍馬資源の指導奨励ならびに競馬に関する業務などへも現役軍人を送り込む要求をしており、人的支配を貫徹させようという姿勢が見て取れよう。裏をかえせば、こうした対応策を出さざるを得ないほど「戦時に於ける軍馬資源の涵養」という課題は喫緊であり、尚且つ農林省畜産局に任せたままでは介入は困難だったことを指し示している。また、「五」は、陸軍が競馬そのものを「有能なる軍馬資源の涵養」に一定の役割を果たすものとして評価を下しているとともに競馬官だけでは支配が徹底できず、従来の倶楽部主導の競馬に対してその効果に疑念を抱いており、手の内におこうとしていたことを物語っている。

馬政第一次計画は昭和10年度をもって終了し、陸軍の要求を容れた国防上必要な有能馬の充実を主目標として馬政第二次計画の策定が行われた。陸軍が提出した「馬政機構改変に関する意見」の要求どおり馬政局は昭和11年農林省外局として再設置の運びとなるのであるが、事務官・参与の人数(含臨時職員)37名中11名が陸軍軍人で占められていた³³⁾。そして長官職には農林次官で

ある長瀬貞一が、次長職には畜産局長であった田淵敬治がそれぞれ就任した。しかし翌年には、次長ポストに陸軍少将・吉田恵が任命され、馬匹の徴発・購買に陸軍の同意が必要というかたちとなり、幹部職員においては軍馬の戦時資源涵養のためのポストである資源課長に騎兵大佐大賀茂が任命されていることから、陸軍の影響力の強化が行われたことが見て取れよう。ただし、「馬政機構改変に関する意見」のうち、「一」「二」「四」「六」は採用されたものの、「三」の馬政局長官職は農林次官が兼任し、「五」に関しても競馬監督課長には農林省の人間が任命されていることから、すべての要求が通ったわけではなく、農林省側としても、長官ポストと、競馬にかかわる業務は死守したことがうかがえよう。

昭和12年7月、日中戦争が勃発し、前述したように馬匹による輸送も重要性を失わなかったため、大陸に夥しい軍馬が購買・徴発され送られた。しかし、満州事変の際と同様、軍馬劣悪問題が再燃したのである。陸軍獣医大佐宮本三七郎は以下のように報告³⁴⁾している。

、軍用馬の現況

- ・ 地方馬は筋肉内臓共に発育も鍛錬も不足
 一般に軍馬としては速力並負担力に乏しい
- ・ 農馬は性質温和であるが、各方面共鍛錬不足で乗鞍馱共一定期間予備鍛錬を行わなければ実用に供し難い
- ・ 軍隊の様な飼養管理、集団性並船車輸送等に不慣れなことも軍馬としてその能力を低下する主な要因

こうした報告がなされた以上、陸軍にとって対策を行うことは急務であった。これに対し、陸軍は内外両面からの解決を図っていく。すなわち、国内馬政において自らの意思を貫徹できない競馬に対しては陸軍の理想とする競馬の実施と、外地における馬政との連携などを模索³⁵⁾するようになるのである。

ここでは、内部における対応策、すなわち国内馬政において、陸軍はいかなる建て直し策を用意していたのかを確認していこう。着目すべき史料は昭和13年6月に出された「馬政に関する細部の要望事項の件」³⁶⁾である。そこでは、以下のように述べられている。

馬政に関する細部の要望事項

一、軍馬の資格及能力に関する標準 別紙参照

二、役種別希望生産頭数

A、乗馬、砲兵輓馬並戦列駄馬は毎年概ね左記頭数を生産せしむること

乗馬 一万二千頭

砲兵輓馬 二万四千頭

戦列駄馬 三万六千頭

以上各役種共蕃殖用牝馬の生産に付ては考慮するに及ばず

(添付)内地保有馬百五十万頭中戦時所用馬数に基き乗馬十五万頭、砲兵輓馬三十万頭、戦列駄馬四十五万頭計九十五万頭を保有するに要するものとす(但し戦列駄馬に於ては尚若干不足に付其の不足分は満州に於て生産せしむるものとす)

B、爾余の生産馬は輜重輓駄馬を目標とし且努めて其の増殖を図ること。尚軍に於て

平時購買すべき予定馬数概ね左の如し。

乗馬 三千頭(内約三分の二は幼駒購買)

砲兵輓馬 四千頭(内約三分の一は幼駒購買)

戦列駄馬 四千頭(大部は壯馬購買、一部は幼駒購買)

(添付)軍備充実後の補充要数並補充部の現在施設に基き概定せるものとす。

Aは第二項に依る生産頭数に対する種牡馬数とする(種付頭数一頭平均四十頭)

Bは第二次馬政計画に於ける第一期末を標準とせるものとす

三、種牡馬の整備順序に関する希望

- A、乗馬生産用六百頭、砲兵鞍馬生産用千二百頭、戦列駄馬生産用千八百頭計三千六百頭は第一着手として速に整備すること
- B、爾余のもの整備は第二着手とするも其の完了は昭和二十年に於てするを標準とすること

四、保護奨励を加うべき種牝馬数

戦列部隊所要馬たるべき軍用適格馬の生産資源として保護奨励を加うべき種牝馬は約二十一万六千頭とす

五、特に資質の向上を希望する軍用候補馬数

内地に於て軍用候補馬として動員所要の為特に資質の向上を希望するものは約三十万頭とす。

尚戦列部隊所要馬たるべき幼駒の育成に関しては特に徹底せる保護奨励を加え其の資質向上を図ることを希望す。

(添付)第二項に依る生産頭数は合計七万二千頭にして其の三倍を見込みたるものとす(隔年交尾)

合格率は八〇%を以て動員所要馬数二十四万五千頭(全五〇%を以て戦列駄馬以上十五万六千頭)を取得せんとするものなり。

六、資源の配置に関する希望

戦列駄馬以上の有能軍馬資源は壯齡馬に於て概ね左の比率に配置せられあることを希望す。

内地 二

外地及滿州 三

尚滿州には常時少くも三十万頭を保持することを目標とし差当り昭和十六年度迄に約五万五千頭を移植すること。

(添付)軍備充実後の兵団配置並動員、補充要数に基き決定せるものとす。滿州に於ける取得要数(六五%の合格率を以て二十四万五千頭取得)と移民に依る移植可能数(十四、十五、十六年度五万五千頭、十七年度以降毎年約

三万頭)とを顧慮し概定せるものとす。尚五万五千頭は差当り在満部隊動員並に在満鮮部隊第一年度分補充用乗鞍馬(計三万八千頭)の資源とす。

七、牧野の拡充に関する希望

強健にして持久力に富む馬の造成を期する為牧野拡充並其の改良、整備に努むること

八、馬事知識の普及向上に関する希望

関係方面と協力し一般国民に対し馬事知識の普及向上を図ること

日中戦争の開始に伴い、馬匹需要が増加していることを背景に、陸軍が非常に詳細な馬政計画を策定している様子が窺えよう。すなわち、昭和11年の馬政局再設置により人事を通して陸軍の馬政に対する関与が可能となり、こうした「細部の要望事項」を具現化してゆく下地が整ったのである。しかし軍馬資源涵養の重要な要素である競馬に関しては制度面より事実上介入は困難であり、陸軍は独自の競馬路線の確立に至るのである。

8、軍馬資源保護法の成立

それでは、陸軍の理想とする競馬とは具体的にどのようなものであつただろうか。前述したように昭和13年6月23日、陸軍は馬政に関する要求を行った。それを受けて一週間後の6月30日に開かれた第9回馬政調査会では、出征軍馬の状況説明と、提出した陸軍の要望事項が説明された。中でも競馬については、「競馬は種馬たるべき資格を有する馬に限り之を出走せしめ最も有効に軍馬資源の涵養に寄与せしむる如く実施し特に産馬の方針に基き繊細菲薄にして果悍なる馬の生産を誘発せしめざる如く著意すること」と述べられているように、陸軍にとってはサラブレッド中心の競馬は「繊細菲薄にして果悍なる馬の生産を誘発」させるものであり、日本競馬会の実施している競馬を真っ向から非難している様子が見てとれよう。この陸軍の要望を受けて、8月24日に開

かれた第10回馬政調査会では第二次馬政計画の改変に伴う参考案を検討することになった。そこでは、

馬政に関しては曩に陸軍より要望あり。尚別紙の通り閣議決定の次第も有之此の際馬政第二次計画を改変し新に内地馬政計画を樹立するの要ありと認む

との決議³⁷⁾がなされ、それを受けて有馬頼寧農林大臣も挨拶において「現在の第二次計画を以てしましては陸軍の要望に副い又国策に依って課せられた任務を解決することは至難」と述べ、第二次計画が陸軍の要望を充たすものでは無い事を承認し、その改変を認めたのである。すなわち、現在進行中の計画を曲げてまでも陸軍の要求を容れようとしたのであり、陸軍の強引な姿勢が看取されよう。こうして陸軍の要求はようやく実を結び、馬政方針の転換が行われた。いわゆる「馬政関係三法」の成立である。これらは、昭和14年（1939）に相次いで成立する「競馬法の臨時特例に関する法律」および「種馬統制法」、「軍馬資源保護法」の3つをさすもので、「競馬法の臨時特例に関する法律」とは、政府納付金が勝馬投票売上の8%から11.5%へと増加する内容で、これは財源徴収機関としての機能強化が図られたことを示している。また「種馬統制法」とは馬の種付事業を国家の独占事業とする内容で、桜内幸雄農相（昭和14年1月就任）が「優良なる種牡馬及び種牝馬を整備充実すると共に、其の配合を統制し、馬の改良増殖を図ることを目的」と述べているように馬産の「統制」を行うものであった。これはすなわち、民間における海外からの種牡馬導入を不可ならしめ、かつ自由な馬匹生産を規制するもので、これは日本競馬会主導の競馬を盛り上げる下総御料牧場と小岩井農場にとっては大打撃であった。というのも両牧場は、次のように種牡牝馬を導入し、鎬を削っていたためである。

昭和2 トウルヌソル（牡／下総御料）

昭和3 シアンモア(牡/小岩井)、フリッパンシー(牝/小岩井)

昭和10 ダイオライト(牡/下総御料)

昭和11 プリメロ(牡/小岩井)

こうした種牡牝馬導入競争が馬産の発展に与えた影響は計り知れない。外国の一流血統を導入することで国内の血統の底上げがなされ、そこで生産された馬匹が競馬で好成績を収め、馬主たちが争って名血の仔馬を求める・・・という循環を生み出す大本が種牡牝馬の導入であり、これら外国産種牡牝馬の成績は【表】に示されるように抜群のものであった。「種馬統制法」はこうした民間側の動きに掣肘を加えるものだったのである。

最後の「軍馬資源保護法」は、民間で飼養されている民有馬を軍用保護馬に指定し、飼養費の助成を行うかわりに一定の鍛錬(一般鍛錬競技と鍛錬馬競争)を実施するというものであった。そしてその鍛錬の成果を示す場を設けるため及び財源確保のために優等馬投票を伴う鍛錬馬競争の実施を行ったのである。これにより、従来の「地方競馬」は廃止となった。そしてこれを管轄する軍用保護馬鍛錬中央会を設立(鍛錬競馬施行者は強制加入)したのである。

この鍛錬競馬は、陸軍が志向する競馬のいわば「理想形」であった。鍛錬競馬場は1府県1か所、北海道のみ3か所、施行は年2回以内、開催は1回4日以内と定められ、券面3円の優等馬票発行、25%を施行者が収得するというものであった。しかしこれは売上においては当然日本競馬会実施の競馬(公認競馬)には及びもつかず、昭和16年段階においても日本競馬会の東京競馬場春季開催のみで2530万円余の売上だったにもかかわらず、鍛錬競馬全38場を合計しても2000万足らず³⁸⁾であり、しかもこれが実施年別最高売上額であったことを考え合わせると、経済的には日本競馬会側の圧勝であったといえよう。すなわち、財源および種牡馬選定としての機能は「公認競馬」が、軍馬育成面では「鍛錬競馬」という具合に、競馬の持つ2つの役割が明確な形で示されたのである。

【表】戦前期主要競争勝馬・血統・生産牧場一覧

昭和	西暦	属性	東京優駿	横浜農林省賞典 四歳呼馬競争	京都農林省賞典 四歳呼馬特別	中山四歳牝馬 特別競争	阪神優駿牝馬 競争	帝室御賞典競争 (春)	帝室御賞典競争 (秋)
7	1932	馬名	ワカタカ	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		父	トウルヌソル						
		母	種信						
		牧場	下総御料						
8	1933	馬名	カブトヤマ	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		父	シアンモア						
		母	アストラル						
		牧場	小岩井						
9	1934	馬名	フレモア	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		父	シアンモア						
		母	アステリア						
		牧場	土田牧場						
10	1935	馬名	ガヴァナー	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		父	シアンモア						
		母	アストラル						
		牧場	下総御料						
11	1936	馬名	トクマサ	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		父	トウルヌソル						
		母	種正						
		牧場	下総御料						
12	1937	馬名	ヒサトモ	*****	*****	*****	*****	*****	ハッピーマイト
		父	トウルヌソル						トウルヌソル
		母	星友						警藤
		牧場	下総御料						下総御料
13	1938	馬名	スゲスマ	*****	テツモン	*****	アステリアモア	ハセパーク	ヒサトモ
		父	プライオリパーク		シャニングスビアー		シアンモア	プライオリパーク	トウルヌソル
		母	園宝		エキストラ		アステリア	ギーキング	星友
		牧場	千明牧場		那須		土田牧場	盛田牧場	下総御料
14	1939	馬名	クモハタ	ロックパーク	マルタケ	ソールレディ	ホシホマレ	スゲスマ	テツモン
		父	トウルヌソル	プライオリパーク	ハクリュウ	トウルヌソル	レイモンド	プライオリパーク	シャニングスビアー
		母	黒旗	ピオニー(サラ系)	第2サブスチチュート	星浜	コータービー	園宝	エキストラ
		牧場	下総御料	千本松	社台牧場	下総御料	新田牧場	千明牧場	那須
15	1940	馬名	イエリウ	ウアルドメイン	テツザクラ	タイレイ	ルーネラ	トキノチカラ	ロッキーマー
		父	トウルヌソル	プライオリパーク	ダイオライト	ダイオライト	ステーツマン	トウルヌソル	シアンモア
		母	慶巨	フロミーズス	朝桜	スリリング	ラウネラ	星谷	アストラル
		牧場	下総御料	東北牧場	下総御料	新堀牧場	社台牧場	下総御料	小岩井
16	1941	馬名	セントライト	セントライト	セントライト	ブランドソール	テツバンザイ	マルタケ	エステイツ
		父	ダイオライト	ダイオライト	ダイオライト	ブリメロ	トウルヌソル	ハクリュウ	ステーツマン
		母	フリッパンシー	フリッパンシー	フリッパンシー	第49エッジングサーフ	セラタ	第2サブスチチュート	ナイノッテ
		牧場	小岩井	小岩井	小岩井	羽田牧場	社台牧場	社台牧場	社台牧場
17	1942	馬名	ミナミホマレ	アルバイト	ハヤタケ	バンナーゴール	ロックステージ	ミナモア	ニバトア
		父	ブリメロ	シアンモア	セフト	ダイオライト	ステーツマン	シアンモア	ミンドア
		母	フロリスト	フリッパンシー	飛竜	タカイウ	第2カジョール	アルトラルガル	バトア
		牧場	小岩井	小岩井	飯原盛作	菅井牧場	社台牧場	小岩井	山本文吉
18	1943	馬名	クリフジ	ダイエクレ	クリフジ	ミスセフト	クリフジ	グラッドライト	クリヒカリ
		父	トウルヌソル	ダイオライト	トウルヌソル	セフト	トウルヌソル	ダイオライト	シアンモア
		母	警藤	エレクトリックローズ	警藤	ミンズファンシイ	トルースビア	フリッパンシー	
		牧場	下総御料	千代田	下総御料	富岡清	下総御料	大平牧場	小岩井
19	1944	馬名	カイソウ	クリヤマト	*****	ヤマワイイ	*****	ヒロザクラ	*****
		父	月友	トウルヌソル		シアンモア		ダイオライト	
		母	ペバウ	園宝		ステップシスター		朝桜	
		牧場	錦多峰牧場	那須野		小岩井		下総御料	

馬名の後の は牝馬を指す。

「*****」は競争未実施を意味する。

神翁顕彰会編 『続日本馬政史 二』、1963より作成

おわりに

それでは本稿によって明らかになったことを確認しておこう。大正末期に馬政第一次計画第一期の終了、軍縮による部門の統廃合などの理由から馬匹に関する業務は陸軍の手を離れる。しかし馬券の発売が認可され、さらに主務省が農商務省となったことで、馬匹改良に大きな影響を持つ競馬の方向性がファン及倶楽部、生産者といった民間によって規定され、またそれが経済振興の観点から主務省の意見と一致していたために、スピードを重視した娯楽要素の強い競馬へと変容を遂げていく。戦前において、競馬が発展していく背景には「愛馬思想の涵養」「種牡馬選定」といった国策に沿う理由が獲得し易かったことが挙げられるが、これはあくまで建前であって、実情は本稿で明らかになったように軍馬育成には直接資するものではなかったのである。いわば国策を上手く利用するかたちで発展した娯楽と言えるだろう。陸軍はこれに不満を抱き、幾度も通牒を発することで主務局に要求を突きつけていくが、圧倒的な大衆の支持を取り付け、尚且つ財源としての役割を期待されはじめた倶楽部への介入は不徹底に終わる例が多かったのである。

しかし満州事変、日中戦争の開始に伴い大陸作戦が本格化してくると軍用馬匹の必要性が増加し、これまで以上に馬政に対するの介入を行いはじめ、馬政第一次計画の終了を契機に農林省外局として馬政局を復活させ、陸軍軍人を送り込むことで人的支配を進めていく。しかし競馬に対する主導権を握るには至らず、昭和14年には軍馬資源保護法を成立させ、従来の地方競馬を再編し、軍馬鍛錬をメインとして行う独自路線の競馬を実施するのである。これに伴い、「種牡馬選定」「財源」としての役割は主として公認競馬（中央競馬）が担い、「軍馬鍛錬」としての役割は鍛錬競馬（地方競馬）が受け持つというルールが敷かれるのである。結局、運営者側と、ファンが一体となって盛り上がっていた公認競馬に対しては、陸軍の要求は貫徹する事ができず、結果的に、こと公認競馬に関していえば「軍部統制」は徹底されなかったといえよう。

凡例

- ・史料は全て新字・新仮名遣いに改めた。

注

- 1) 専門的な研究としては大江志乃夫『日露戦争の軍事的研究』(岩波書店、1976)、概説的なものとしては武市銀治郎『富国強馬』(講談社選書メチエ、1999)が挙げられる。
- 2) 大正14年(1925) 農業・林業・水産行政を行う農林省と、商工行政を専管する商工省に分離。昭和18年(1943)には商工省の軍需品生産に関する部門が軍需省として独立し、残りの部門と農林省が合体し、農商省が設立されている。
- 3) 中央競馬ピーアール・センター編『日本近代競馬総合年表(上巻)』(中央競馬振興会、1995)
- 4) 11の競馬倶楽部は以下の通り。名称・位置・設立年月の順。

函館競馬倶楽部	函館	明治43年7月	
日本レースクラブ	横浜	明治38年12月	
東京競馬倶楽部	目黒	明治43年5月	
阪神競馬倶楽部	鳴尾	明治43年5月	
京都競馬倶楽部	京都	明治43年6月	
札幌競馬倶楽部	札幌	明治43年6月	
松戸競馬倶楽部	松戸	明治43年6月	中山へ移転、中山競馬倶楽部(大正9年)
小倉競馬倶楽部	小倉	明治43年7月	
宮崎競馬倶楽部	宮崎	明治43年7月	
新潟競馬倶楽部	新潟	明治43年8月	
藤枝競馬倶楽部	藤枝	明治41年4月	福島へ移転、福島競馬倶楽部(大正6年)
- 5) 陸軍省送達 陸普第4331号 大正11年7月31日「航空局馬政局及廃病院移管に関する件」(国立公文書館蔵『公文類聚』2 A11類1419 - 291 - 0782)
- 6) 大正13年3月『馬政第二期計画綱領』農林省畜産局
- 7) 阪神競馬場50年史別冊『阪神競馬倶楽部三十年沿革史』(日本中央競馬会阪神競馬場、1999)
- 8) 「中西 …日割りだけは競馬協会で調整して徹底をみるんだけど、その後、その日割りにのってどういう競馬をやるかというのは、倶楽部独自の意見ですよ。その場合に、役所からこういうことをやれという指導もある。たとえば今の長距離・重負担というようなことも、これは大分戦争に近くなってからだけれども、そういう指導があるわけです。それに対して倶楽部の当時の幹部が、納得がいかなければ、なかなかうんと言わないんですよ。相当抵抗しているんですよ。それはどこの倶楽部も、大なり小なりそうだったんじゃないかと思うんだ。悪い意味でないボスが経

営してるんだから。そう簡単にお役所の言う通りにはならないんだ。こちらの主張もするし、役所からこうしたらどうだ、ああしたらどうだと言われてもなかなか言い出したらきかない。…」

日本中央競馬会元理事 中西信吉氏の発言「日本競馬会の発足」座談会より、中央競馬ピーアール・センター編『近代競馬の軌跡』(日本中央競馬会、1988)623頁

- 9) 東京競馬倶楽部編『東京競馬会及東京競馬倶楽部史 1巻』(以下『東競史 1巻』と略記、1941)609頁
- 10) 詳細に関しては府中市史編さん委員会編『府中市史 中巻』(東京都府中市、1974)の「第5編 近代 第6章第2節 競馬場の招致」を参照のこと。
- 11) 大正13年には石橋正人「日本ダービーを創設せよ」(『馬の世界』4-1)、続秀太郎「日本ダービー競馬の現出を望む」(『九州馬事月報』3月号)の各提言が行われている。
- 12) 『日本ダービー25年史』(日本中央競馬会、1959)
- 13) 生産者賞として、1着馬の生産者には賞金1500円および銀製カップ、2着馬、3着馬の生産者にはそれぞれ800円、500円が授与された。(前掲『日本ダービー25年史』、21頁)
- 14) 前掲『東競史 2巻』、614頁
- 15) 東京競馬倶楽部の例を紹介しておく、競馬法成立後の大正13年で333万7500円(開催日数8日)、昭和4年で726万1340円(同12日)、昭和7年には1036万9420円(同16日)、5大クラシックが整備される昭和14年(同16日)には3092万1140円を記録した。
- 16) 昭和4年5月25日付4畜局2603号畜産局長より各競馬倶楽部宛通牒(前掲『東競史 1巻』131頁)
- 17) 昭和3年(1928)12月18日第5回馬政委員会における発言(堀田至廣『競馬及競馬法史』帝国競馬協会、1936、391頁)
- 18) 1日の平均売得金額に応じて以下のように改めた。

20万円以下	1.0%
20万円以上	5.5%
30万円以上	6.5%
50万円以上	10.5%
60万円以上	12.0%

 前掲『近代競馬の軌跡』、82頁
- 19) 「このほか、東京競馬倶楽部は安田伊左衛門氏の訪豪の際注文したスターティング・バリヤー(発馬機)を大正15年から採用しはじめた」(前掲『近代競馬の軌跡』66頁)
- 20) 遊佐幸平『馬事論叢』(羽田書店、1943)
- 21) 遊佐前掲書、18頁

- 22) 遊佐前掲書、19頁
- 23) 遊佐前掲書、19頁
- 24) 大正13年2月22日附畜第1008号畜産局長より日本レースクラブ及東京阪神競馬倶楽部常務理事宛通牒（前掲『東競史 1巻』、118頁）
- 25) 「競馬番組編成並抽選馬に関する件」昭和4年11月27日付4畜局第6051号、畜産局より各競馬倶楽部宛通牒（前掲『東競史 1巻』、132頁）
- 26) 「サラブレッド系抽選新馬廃止に関する件」昭和7年4月13日付7畜局第2116号、畜産局より各競馬倶楽部宛通牒（前掲『東競史 1巻』、145頁）
- 27) 呼馬とは馬主が任意で求めた馬を指し、抽選馬とは予め注文を受けて馬を買い集め、抽選により申込者に分配した馬を指す。（前掲『近代競馬の軌跡』24頁）
- 28) 5日目の開催のみ第10競争呼馬障碍競争で単勝だけ（4頭立てのため複勝発売せず）6457票で、最終の速歩は単複合計8047票で上回っている。ただし単勝のみで比較すると速歩単勝は3312票であり、障碍競走を下回っている。
- 29) 神翁顕彰会編『続日本馬政史 一』、1963、705頁
- 30) 前掲『続日本馬政史 一』、707頁
- 31) 「競馬の指導監督の為競馬官設置に関する件」『昭和6年陸軍省大日記甲輯第5類第3冊』、防衛庁防衛研究所図書室蔵
- 32) 「馬政機構改変に関する決裁案」『昭和11年陸軍省大日記甲輯第5類第2冊』、防衛庁防衛研究所図書室蔵
- 33) 昭和12年1月1日付『職員録』（国立公文書館所蔵『明治・大正・昭和官員録・職員録集成』マイクロフィルム版）
- 34) 「損耗等調査報告」陸軍獣医大佐宮本三七郎報告（前掲『続日本馬政史一』、711頁）
- 35) 「我が国馬産の現状に鑑み外地に軍馬資源の充実を図るは国防上喫緊事なりと認め…」（陸密第467号昭和10年7月1日「軍馬資源に関する件」、『昭和11年陸軍省密大日記第6冊』、防衛庁防衛研究所図書室蔵）
- 36) 陸軍省受領 密受第1264号「馬政に関する細部の要望事項の件」（『昭和13年陸軍省密大日記第6冊』、防衛庁防衛研究所図書室蔵）
- 37) 前掲『続日本馬政史 一』、234頁
- 38) 中央競馬ピーアール・センター編『競馬法の変遷30年史』（中央競馬振興会、1992）60頁